

公会計原則（試案）

平成15年2月17日
日本公認会計士協会

目次

公会計原則（試案）の設定について	1
公会計原則（試案）設定の目的	1
財務報告の目的	1
公会計原則の尊重	2
発生主義会計の導入	2
財務報告書類の体系	2
財務諸表の総合	2
国民経済計算と公会計の関係	2
公的部門における行政（政策）評価	3
公会計原則の対象とする報告主体	3
公会計原則の設定注解	4
（注1）財務報告利用者の意思決定に資する財務情報の開示の意義	4
（注2）事業型報告主体の区分及び財務報告の目的	5
（注3）発生主義の採用	5
（注4）財務報告書類の報告課題と体系	6
（注5）財務諸表の総合	8
（注6）業績評価	9
（注7）国民経済計算における公的部門について	9
一般原則	10
真实性の原則	10
予算準拠性の原則	10
発生主義の原則	10
正規の簿記の原則	10
継続性の原則	10
明瞭性の原則	10
単一性の原則	10

一般原則注解	11
(注1) 予算準拠性	11
(注2) 発生主義	11
(注3) 正規の簿記の原則	11
(注4) 継続性の原則	11
(注5) 明瞭性の原則	11
(注6) 財務報告の具備すべき要件	12
(注7) 重要性の原則	12
貸借対照表原則	13
貸借対照表の本質及び機能	13
貸借対照表の機能	13
資産	13
負債	13
資産、負債及び純資産の記載の基準	13
総額主義の原則	13
貸借対照表の区分	14
貸借対照表の配列	14
貸借対照表科目の分類	14
資産の貸借対照表価額	15
資産の減耗額の評価	15
貸借対照表の注記	15
貸借対照表原則注解	16
(注1) 公的部門における受益と負担の世代間の衡平について	16
(注2) 資産の貸借対照表価額について	16
(注3) 特定資産等の範囲及び評価について	17
(注4) 固定資産のサービス提供能力の減少の認識と測定	18
(注5) 福祉給付に係る負債の認識	20
(注6) 引当金	20
(注7) 貸借対照表の注記	20
財務業績報告書原則	22
財務業績報告書の本質及び機能	22
財務業績報告書の区分	22
財務業績報告書の配列	22
財務業績報告書科目の認識と分類	22
財務業績報告書原則注解	24
(注1) 経過勘定項目について	24
行政活動コスト及び成果報告書原則	25

業績評価の目的	25
行政活動コスト及び成果報告書の本質及び区分	25
行政活動コスト及び成果報告書の機能	25
行政活動コスト及び成果報告書の配列	25
行政活動コスト及び成果報告書原則注解	26
(注1) 業績評価報告の原則	26
(注2) 行政活動コスト及び成果報告書の構造	26
(注3) 「尺度」の記載	27
(注4) 行政コスト及び成果に係る比較情報の提供	27
キャッシュ・フロー計算書原則	28
キャッシュ・フロー計算書の本質及び機能	28
キャッシュ・フロー計算書の作成方法	28
キャッシュ・フロー計算書の区分及び配列	28
キャッシュ・フロー計算書原則注解	29
(注1) 資金の範囲	29
(注2) 直接法及び間接法について	29
(注3) キャッシュ・フロー計算書の区分について	29
予算報告書原則	30
予算報告書の本質	30
予算の機能	30
予算報告書の区分	30
予算報告書の内容	30
予算報告及び予算遵守状況報告	30
予算報告書原則注解	32
(注1) 発生主義に基づく中・長期予算制度の導入について	32
(注2) 予測完結日	32

公会計原則（試案）の設定について

公会計原則（試案）設定の目的

1．近時、国の行政文書の原則開示を義務づける「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）が平成11年5月7日に成立し、平成13年4月1日から施行されたように、我が国の公的部門における財務情報の十分な開示の必要性が、大きな国民的課題として要望されてきている。

この要望に応えるべく、国及び地方公共団体において統計的手法を用いた貸借対照表の作成等が試みられているが、財務会計システムを駆使しての財務情報の開示が行われているわけではない。適切な財務情報の開示のためには、公的部門の財務情報作成の指針である公会計原則が必要となる。

本来、財務報告の目的は、財務報告利用者の利用目的に適合した有用な財務情報を提供することにある。（注1）しかし、我が国においては公的部門における財務報告利用目的の研究が十分に行われてこなかったために、公的部門における各種の財務報告の方法と様式が不統一であり、かつ、適切性を欠く財務報告が行われてきている。

このような事態を改善するためには、公的部門における財務報告の目的を明確に示し、それに基づいて、公的部門における会計及び監査において準拠すべき基準として公会計原則を設定することが緊急の課題として望まれている。

そこで、ここに公的部門における会計の基準を確立し、各種の公的部門における会計の基準を統一し、公会計原則（試案）を設定し、我が国の公的部門における財務情報の明瞭かつ十分な開示に対して、基礎を与えようとするものである。

財務報告の目的

2．公的部門の財務報告の目的は、次のとおりである。

- (1) 財務報告利用者による公的部門の説明責任の遂行状況の評価に資すること。
- (2) 財務報告利用者の合理的な意思決定に役立つこと。（注1）

公的部門の報告主体は、主として納税者から負託されている経済資源の管理・運用を適切に行ったことについて明瞭に説明すべき説明責任を負っている。

さらに、私的部門の存立基盤が利益獲得にあるのに比べて、公的部門の存立基盤は主として公共の福祉の増大に資するための公的サービスの提供にある。そのために、公的部門の財務報告の目的は、私的部門とは異なり、公的部門のサービス提供能力（実体資本の充実・維持の状況及び公的部門の財政基盤の安定性または健全性の状況）の評価ならびに公的部門によるサービス提供の努力と成果（経済性、効率性及び有効性）などの業績評価に資するということに重点が置かれている。

その結果、財務報告の焦点は、資金収支、損益、コスト及び財務的成果に関する情報のみではなく、経済資源のストック情報あるいは報告主体の業績評価に資

する情報に当てられる。(注3、注4、注6)

このように、公的部門における財務報告においては、多岐にわたる財務報告の目的に対応して、測定焦点もかなり多岐に及ぶものにならざるを得ない。しかし、いずれの場合においても、財務報告利用者の利用目的に的確に、かつ、簡潔明瞭に対応できることが財務報告に求められている。(注1)

公会計原則の尊重

3. この公会計原則(試案)は、内外の公会計に関する会計実務、監査実務及び公会計に関する各種の調査研究、各種の提言等を踏まえて作成したものであり、現行の公会計に係る各種の法令・基準・規則等が改廃される場合に尊重され、また、すべての公的部門の会計処理及びその監査に当たって尊重されなければならない原則を定めたものである。

発生主義会計の導入

4. 公会計財務報告における測定焦点は、従来、一般会計を中心とする行政型報告主体においては財務資源、事業型報告主体においては経済資源に重点がおかれてきた。しかしながら、本試案においては、行政型及び事業型の両者ともに財務資源をも含む経済資源を測定焦点とする発生主義によるものとする。(注3)

財務報告書類の体系

5. 行政型及び事業型の両報告主体ともに、財務報告書類として、貸借対照表、財務業績報告書、行政活動コスト及び成果報告書、キャッシュ・フロー計算書及び予算報告書を作成するものとする。(注2、注4、注5)

財務諸表の総合

6. 主たる報告主体の財務諸表が従たる報告主体または会計区分を含む場合には、これを次の方法に従って総合するものとする。(注5)

- (1) 総合の範囲は、主たる報告主体の実質的支配力または影響力の及ぶ報告主体を包含するものとする。
- (2) 総合の方法は、会計処理方法の等しい報告主体または会計区分については連結の方法によるものとし、会計処理方法の異なる報告主体または会計区分については結合または並記の方法によるものとする。なお、結合または並記の方法による場合に、明らかに対応関係にある項目については、注記または附属明細書等によって、その実体を明示するものとする。

国民経済計算と公会計の関係

7. 本来、発生主義会計に基づいて認識されるべき国民経済計算における政府部門

の会計数値が、我が国においては、現金主義会計に基づく財政統計に依拠して推計されている。このため、発生主義会計に基づく企業部門の会計数値との不整合が生じるなどの不備が指摘されている。このような不備を是正して我が国国民経済計算体系の整合性を確保するためには、従来の現金主義会計を脱却し、公会計に発生主義会計を導入して、それに基づく財政統計の作成を可能にしなければならない。企業部門及び政府部門などについて発生主義会計で一貫した国民経済計算体系を構築することにより、特に、中・長期における財政分析において、計画性、透明性及び正確性をもって財政の機能としての(1)資源配分の調整、(2)所得の再配分及び(3)経済の安定化を達成することが必要である。(注7)

公的部門における行政(政策)評価

8. 公的部門の運営は、成果(アウトカム)の最大を目指して行われるものであり、成果の一つとしての効率性の測定は、投入(インプット)及び産出(アウトプット)の比較によって可能となる。通常、成果は金額で測定することは困難であり、一定の成果を得るためのコストを最小化するための方策が検討される。そのために利用されるのがテーマ別または課題別の行政活動コスト及び成果報告計算書であり、これによって経済性が判定されることになる。

この場合に、民間または他の機関との比較を可能とするために、資本費用などの機会費用を算定する手法を用いることにする。

このように、公的部門の行政評価に当たっては、コスト計算、資本費用計算が必要になるが、現行の現金主義会計では適正なコスト情報の入手が不可能であり、発生主義会計を通じて初めて適正なコスト情報が入手出来る。公的部門において行政評価を行うためには、まず、現金主義会計システムを発生主義会計システムに改める必要がある。(注6)

公会計原則の対象とする報告主体

9. 公的部門における財務報告主体については、その行っている行政活動の内容によって、行政型報告主体と事業型報告主体とに区分する。(注2)

公会計原則の設定注解

(注1) 財務報告利用者の意思決定に資する財務情報の開示の意義

(1) 住民等

住民等には、生活者、マスコミ、政府機関等の支持団体、及び研究者などが含まれる。住民等と議会等の立法府は、特に、政府機関によるサービス提供の努力の過程、そのコスト及び成果についての情報を必要としている。

この財務情報が他の非財務情報と結合した場合には、経済性、効率性及び有効性に関する住民等の評価に資することになるのみではなく、行政サービスに係わる住民等の意見を反映した行政意思決定または債券発行等に対する投融資の意思決定のために有用である。また、住民等は、将来の税金または料金の負担額を予想するために必要な情報として、政府の公表する貸借対照表が表している政府の財政状態に関心を有している。

なお、これらの財務情報の価値を高めるためには、他の政府機関または他の年度との比較が可能でなければならない。

(2) 政府

政府とは、国及び地方公共団体のことをいい、財政機能の基礎となる財務数値に関する情報を必要としている。財政とは、政府の行う経済活動であり、歳入・歳出予算という形態を通じて、政府による経済活動が行われている。通常挙げられる財政の機能は、資源配分の調整、所得の再配分、経済の安定化の三つである。

現金主義に基づく現在の公会計システムによっては、中・長期間においては、この財政の三機能に対して必要にして十分な財務情報を提供することができない。すなわち、財政の三機能の基礎となる財務数値を正確に行政府に提供するためには、発生主義に基づく公会計システムが必要となるのである。

政府は、発生主義に基づく財務情報を活用することによって、財政の三機能をより効果的に発揮することが可能となる。公的部門に民間の経営理念・経営管理手法を導入しようとするNPM(New Public Managements)は、公的部門の財政に発生主義に基づく会計手法を導入することによって初めて達成可能となる。

(3) 投資家及び債権者

投資家及び債権者には、個人投資家・機関投資家、証券会社、公債格付機関、公債保有者及び各種金融機関などが含まれる。投資家及び債権者にとって

必要な情報は、政府の現在及び将来の債務償還能力、将来の歳入能力に関するものである。投資家及び債権者としては、自分達の投資を保全するための債務負担行為とそれに基づく制約への政府の準拠性について関心を持っている。

(注2) 事業型報告主体の区分及び財務報告の目的

(1) 行政代行型の報告主体

事業団、試験研究法人などのように、料金収入を得ることなく、もっぱら行政活動の代行を目的としている報告主体をいう。このような法人の主な財務報告目的は、当該試験研究等に係る成果とそのためのコストに係る情報提供である。

(2) 収益獲得型の報告主体

積極的に収益を獲得し、当該利益金を国庫等に納付することを目的として設立され、活動している報告主体をいう。このような法人の財務報告の目的は、国庫納付のための適正な財政状態と経営成績の計算である。

(3) 収支均衡型の報告主体

金庫、公庫、公団、地方公営企業、地方公社などのように、サービスの対価としての料金を得て事業を行っているが、積極的に利益の獲得を目的とせず、もっぱら、公的サービスの提供を目的としている報告主体のことである。このような法人の財務報告では、当該公的サービスを継続的、持続的に提供するために当該サービス提供の基礎をなす実体資本の維持・保全と、当該実体資本を構成する資産の取得のための債務の償還が、世代間または会計年度間にわたって衡平に実施されているか否かに関する財務情報の提供が重要となる。このような法人にあっては、資産と負債の管理が経営管理の重要課題となり、結果として得られる純資産の健全性が適正な債務の償還及び経営の安定性を示す重要な尺度となる。

(注3) 発生主義の採用

経済資源の変動に係る事象または取引について、当該取引等の発生時点で記録する会計を発生主義会計という。

私的部門においては、発生主義を認識基準とし、経済資源全てを測定の対象としている。これに対して、公的部門においては、認識基準及び測定の対象として、【別表1】のように各種の方法が採られている。

【別表1】

認識基準	事象・取引等の認識の時点	認識の対象 (B/S計上項目)
現金主義	入金・出金の時点	現預金のみ
修正現金主義	同上 (期末のみ出納整理期間内の入・出金を含める。)	当座の支払手段 (期末のみ出納整理期間内の入・出金を含める)
修正発生主義	財務資源が増減する時点	財務資源
発生主義	事象または取引の発生時	経済資源

(1) 経済資源

経済資源とは、報告主体が管理し、支配する全ての財務的・非財務的資源のことであり、一般に貸借対照表に計上される全ての資産・負債をいう。

(2) 財務資源

財務資源とは、経済資源のうち現預金を中心とした資金及びこれに準ずる現金同等物を含む資産・負債をいい、報告主体の支払能力・財務の安定性を見るための指標となる。

(注4) 財務報告書類の報告課題と体系

(1) 財務報告の目的に対応して、各種財務報告書類によって報告すべき課題は、次のように整理することが出来る。

報告主体の目的、行政上達成すべき目標及び優先課題を明示する情報を提供するとともに、報告主体のこれらの達成のための方策を示すこと。

業績予想・実績及び業績測定尺度を明瞭に示すこと。

報告主体が適法に採択された予算にしたがって資源を取得し、使用しているか否かを示すこと。

法律上及び契約上の要請に準拠して資源が取得され使用されているか否かを示すこと。

財務資源(現預金、有価証券、短期債権・債務等)の源泉、配分及び使用に関する情報を提供すること。

報告主体の資金調達についての情報を提供すること。

報告主体の資金調達能力及び債務返済能力を評価するのに役立つ情報を提供すること。

報告主体の財政状態及びその変動に関する情報を提供すること。

報告主体の提供するサービスのコスト、効率性及び成果などの業績評価に役立つ情報を提供すること。

(2) 上記の財務報告において報告すべき課題に対応した財務報告書類の体系は、次のとおりである。

< 公的部門の説明責任の評価及び利用者の意思決定に資する情報 >

() 全ての財務報告

(a) 財務諸表

貸借対照表

財務業績報告書(費用・収益により、純資産の増減原因を説明する。)

キャッシュフロー計算書

注記(偶発事象、後発事象、コミットメント等。)

附属明細書(全ての財務諸表についての補足情報を提供する。)

(b) その他の財務報告

予算報告書(当年度及び将来3～5年分の発生主義に基づく予測貸借対照表、予測財務業績報告書、予測キャッシュ・フロー計算書を提示するとともに、当年度分については、予算数値と実績との比較を行なう。)

会計上の基本となる事項、会計方針などの説明書

() その他の情報

行政活動コスト及び成果報告書(行政型報告主体及び事業型報告主体の両者について、主な事務事業ごとのコスト情報を提供する。)

概要説明(報告主体の事務事業の概要、優先課題、会計上の特記事項または留意事項についての説明)

【別表2】財務報告の報告課題と財務報告書類の体系

(:関連性大、 :関連性極めて大)

財務報告書類等 提供情報内容		公的部門の説明責任の評価及び利用者の意思決定に資する情報								
		全ての財務報告							その他の情報	
		財務諸表				その他の財務報告				
		貸借対照表	財務業績報告書	キャッシュ・フロー計算書	注記	附属明細書	予算報告書	会計上の基本となる事項となる事項の本会計方針などの説明書	行政活動コスト及び成果報告書	概要説明
ア	報告主体の事業目的、目標及び優先課題に関する情報									
イ	業績予測及び業績測定尺度又は指標									
ウ	予算の遵守性に関する情報									
エ	法律上及び契約上の要請への準拠性									
オ	財務資源の源泉、配分及び使用に関する情報									
カ	資金調達及び運用情報									
キ	資金調達能力及び債務情報									
ク	財政状態及びその変動に関する情報									
ケ	サービスコスト、効率性及び成果等の業績評価情報									

(注5) 財務諸表の総合

異なる報告主体及び異なる会計区分の財務諸表を総合する方法としては、次のようなものがある。

(1) 連結財務諸表

対応する内部取引などを消去した上で、各財務諸表数値を合算して作成するもの。

(2) 結合財務諸表

対応する内部取引などを消去せず、単に各財務諸表数値を合算して作成するもの。

(3) 並記財務諸表

異なる報告主体及び異なる会計区分の財務諸表を、単に一つの表に並べて記載するのみで、各対応する数値の合算を行なわないもの。

(注6) 業績評価

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(政策評価法)が成立し、国の各府省庁が行政評価を実施することとなり、他方、地方公共団体においても、地方自治法第233条第5項に基づいて、「主要な施策に関する成果報告」が求められている。

したがって、公会計原則(試案)においても、行政活動における行政機能別あるいは活動種類別の目標設定、その実施過程の説明、その成果に関する報告等及び当該機能別または活動種類別のコストの発生状況を行政活動コスト及び成果報告書に表示する。

その場合、非財務情報に係る指標はいかにあるべきか、また各財務報告書類において比較のための尺度をいかに設定すべきかについて、行政監査の視点をも含めて検討する必要がある。

(注7) 国民経済計算における公的部門について

国民経済は、大きく分けて家計、企業及び政府(公的部門等)の3部門から構成されており、この三つの部門がそれぞれ経済取引を通じて互いに関連しながら経済活動を営んでいる。また、この他に、国民経済は貿易や資本取引によって海外の経済活動とも結び付いている。このような国民経済の構造・循環をとらえる仕組が、国民経済計算である。

我が国における現行の計算体系は、国際連合が1993年に勧告した体系であり、平成12年10月末から採用されている。財政の分析に際しても、この国民経済計算における政府等の公的部門経済活動の状況を考察することによって、国民経済全体の中において財政がどのような役割を果たしているのかについて、有益な手掛かりを得ることが出来る。

我が国の国民経済計算については、政府部門の会計数値が現金主義会計に基づく財政統計に依拠して作成されているため、その整合性、精度について批判がある。そのため、発生主義会計に基づいて作成すべきことが、国際連合等からも勧告されている。

一般原則

真実性の原則

1. 公会計は、公的部門の財務報告に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

予算準拠性の原則

2. 公的部門の財務報告は、その利用者に対し、予算への準拠性について報告しなければならない。特に、発生主義による中・長期予算を作成している場合には、中・長期予算目標からみた当年度のキャッシュ・フローの状況、資産・負債・純資産の状況、収益・費用の状況について、計画値との乖離及び補正の必要性の有無について検討する。(注1)

発生主義の原則

3. 公的部門の全ての費用及び収益は、報告主体が支配する経済価値の増減に基づいて認識しなければならない。(注2)

正規の簿記の原則

4. 公会計は、複式簿記による財務会計システムに基づいた体系的な記帳方法により、正確な会計帳簿を作成し、各財務諸表間の有機的整合性を図らなければならない。(注3)

継続性の原則

5. 公会計においては、その会計処理の原則及び手続を毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。(注4)

明瞭性の原則

6. 公的部門の財務報告においては、財務報告利用者がその内容を容易に、かつ、明瞭に理解し得るように表示しなければならない。(注5)

単一性の原則

7. 各種の目的のために異なる形式の財務諸表報告書類を作成する必要がある場合、それらの内容は信頼しうる会計記録などに基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。

一般原則注解

(注1) 予算準拠性

公的部門の財務報告においては、予算と対比した決算について報告を行わなければならない。報告主体の行政サービス等の遂行状況の評価、財務報告利用者の意思決定が有効に行われることによって、報告主体の首長の説明責任を的確に評価することが可能になる。また、予算への準拠性を評価することにより、次年度の予算に対するフィード・バック機能を高めることができる。

発生主義による中・長期収支均衡予算に基づいている場合には、当初の中・長期目標がいかにか計画的に達成されているかについて、中・長期的観点に立って、キャッシュ・フロー、財政状態、財務成果及び業績の達成状況を検討すべきである。

(注2) 発生主義

公的部門の財務報告においては、単に、予算の遵守状況を報告するのみでは十分ではない。報告主体の財務に関する全ての責任を全うしたことを明らかにするために、発生した事象及び取引について、その発生した時点において認識・測定して、これを適当な財務諸表等によって、開示しなければならない。

(注3) 正規の簿記の原則

公的部門の会計処理に当たっては、行政型報告主体及び事業型報告主体のいずれにおいても複式簿記を採用するものとし、それに基づいて作成される財務諸表は、相互に有機的な関連を有するものでなければならない。

(注4) 継続性の原則

報告主体が採用した会計処理の原則や手続及び表示方法等の重要な会計方針は、財務諸表に注記する。一度採用した会計処理の原則や手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各年度を通じて継続して適用しなければならない。

なお、正当な理由によって、会計処理の原則または手続に重要な変更を加えたときは、これを当該財務諸表に、その旨、変更の内容、その他必要と思われる事項を注記しなければならない。

(注5) 明瞭性の原則

公的部門における組織及び会計構造は、私的部門のそれと比べて極めて複雑であり、財務報告においては、報告主体の状況を容易に理解出来るように財務内容を明瞭に表示しなければならない。

(注6) 財務報告の具備すべき要件

公的部門による財務報告は、次の要件または特質を備えていなければならない。

(1) 信頼性

財務報告は、その利用者が財務的判断を行うに当たり、信頼して利用出来るものでなければならない。

(2) 正確性

財務報告は、事実を正確に開示するものでなければならない。

(3) 適時性

財務報告は、その利用者に適時に財務情報を提供するものでなければならない。

(4) 目的適合性

財務報告が適切であるためには、提供される情報が情報利用者の利用目的に適合したものでなければならない。

(5) 理解可能性

財務報告は、容易に理解できるものでなければならない。

(6) 比較可能性

財務報告は、利用者が報告主体間及び時系列比較をするために役立つものでなければならない。

(注7) 重要性の原則

公的部門の財務報告が目的とするところは、公的部門の財務内容を明らかにし、報告主体の財務の健全性等の状況に関する財務報告利用者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理に依らないで他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる。また、重要性の原則は、財務報告書類の表示に関しても適用される。

貸借対照表原則

貸借対照表の本質及び機能

1. 公的部門報告主体の貸借対照表は、当該報告主体の財政状態を明らかにするため、貸借対照日における全ての資産、負債及び純資産を記載しなければならない。

貸借対照表の機能

2. 公的部門報告主体の貸借対照表は、将来における公的サービスの提供能力、債務の返済能力に関する情報を表示するものでなければならない（注1）。

資産

（資産の定義）

3. 資産は、過去の取引または事象の結果、報告主体が取得または支配することになった経済資源であり、当該報告主体に将来において経済的便益またはサービスを提供する可能性が高いものをいう。

（資産の認識と測定）

4. 資産は、当該資産が測定可能な原価または価値を有する場合に認識される。

負債

（負債の定義）

5. 負債は、過去の取引または事象に基づいて生じた報告主体の現在の債務であり、その消滅に当たって経済的便益またはサービス提供能力を有する経済資源の流出などの価値犠牲をもたらすと認められるものである。

（負債の認識）

6. 負債は、その額が測定可能である場合に認識される。なお、コミットメントと偶発債務は負債には該当しないが、将来負債となる可能性を有しているため、財務諸表に注記しなければならない。

資産、負債及び純資産の記載の基準

7. 資産、負債及び純資産は、適当な区分、配列、分類及び評価の基準に従って記載しなければならない。

総額主義の原則

8. 資産、負債及び純資産は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債または純資産の項目とを相殺することによって、その全部または一部を貸借対照表から除去してはならない。

貸借対照表の区分

9．公的部門報告主体の貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分しなければならない。

貸借対照表の配列

10．公的部門報告主体の貸借対照表における資産及び負債の項目の配列は、原則として、流動性配列法によるものとする。

貸借対照表科目の分類

11．資産・負債及び純資産の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。

(1) 資産

資産は、原則として、流動資産に属する資産及び非流動資産に属する資産に区分しなければならない。仮払金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない。

預金、未収税金、未収入金、他国政府に対する貸付金及び前払金並びにその他の貸付金で貸借対照表の翌日から起算して一年以内に期限が到来するもの、一時的に所有する投資資産は、流動資産に属するものとする。

有形固定資産、無形固定資産、流動資産に属さない金融資産、関係団体投資勘定及び流動資産に属さないその他の長期資産は、非流動資産に属するものとする。

インフラ資産、文化資産、防衛資産、天然資源などの特定資産は、非流動資産に属するものとする。(注3)

(2) 負債

負債は、原則として、流動負債に属する負債及び非流動負債に属する負債に区分しなければならない。(注5,注6)

財貨及びサービスの購入から生じた未払金、未払利息、未払給料及び賃金、繰延利益または、前受収益、前受金、移転支出未払金、短期借入金などは流動負債に属するものとする。

長期借入金、ファイナンス・リースに関わるリース債務、退職給付引当金、発行通貨額、偶発債務引当金、債務保証引当金、その他の長期負債などは、非流動負債に属するものとする。

(3) 純資産

純資産は、次のように区分する。

剰余金(欠損金)累計額：財務業績報告書の剰余金(損失金)の累計額(基準適用初年度の開始貸借差額を含む。)

再評価積立金：貨幣価値変動に伴う固定資産再評価差額の累計額

資産の貸借対照表価額

12. 公的部門の資産の貸借対照表価額は、一般に公正妥当と認められた会計基準に従って処理した価額によるものとし、特に特定資産については、次の基準によって評価する。(注2、注3)

- (1) 取得原価
- (2) 再調達価額
- (3) 正味実現可能価額
- (4) 将来のキャッシュ・インフローの現在価値額

資産の減耗額の評価

13. 公的部門の資産の減耗額の計上は、原則として、減価償却の方法による。ただし、当該資産の特性に応じて、維持補修引当金の計上または時価をベースにした当該資産の再調達価額の期首と期末の増差額に基づいた取替更新費の見積額を計上する方法によることも認められる。(注4)

貸借対照表の注記

14. 次の事項は、注記する。(注7)

- (1) 資産再評価
- (2) 未認識資産
- (3) 担保提供資産
- (4) 外貨建資産・負債
- (5) 被拘束資産
- (6) 偶発債務、後発事象、コミットメント及び債務負担行為等

貸借対照表原則注解

(注1) 公的部門における受益と負担の世代間の衡平について

- (1) 公的部門の資産は、継続的かつ恒久的な一定の公的サービスを提供するために、維持、補修等の保全・管理が十分行わなければならない。
- (2) 公的部門の資産の取得に伴い発生した債務については、当該資産の見積有効利用可能期間にわたって、会計年度間、世代間の負担の衡平を保つように償還しなければならない。
- (3) 事業規模拡張等に伴う資金調達に当たって、増資によることができない私的部門の企業とは異なり、公的部門にあっては、資産の取得は負債に依らざるを得ない。したがって、資産のサービス提供と債務の償還とを対応させることが、受益と負担との関係の衡平を保つために必要となる。

(注2) 資産の貸借対照表価額について

- (1) 有価証券等の金融資産については、「金融商品に係る会計基準」(企業会計審議会)に従って処理された価額をもって貸借対照表価額とする。
- (2) 未収入金その他の債権の貸借対照表価額は、債権金額または取得価額から正常な貸倒見積高を控除した金額とする。
- (3) 特定資産を除く有形固定資産については、その取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。
- (4) 無形固定資産については、当該資産の取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。
- (5) 贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得価額とする。
- (6) 貸倒引当金または減価償却累計額の表示方法
貸倒引当金または減価償却累計額は、その資産が属する科目ごとに控除する形式で表示することを原則とするが、次の方法によることも妨げない。
2以上の科目について、貸倒引当金または減価償却累計額を一括して記載する方法

債権または有形固定資産について、貸倒引当金または減価償却累計額を控除した残額のみを記載し、当該貸倒引当金または減価償却累計額を注記する方法

(注3) 特定資産等の範囲及び評価について

(1) インフラ資産

範囲

インフラ資産(社会基盤資産)は、ネットワーク性を有する資産の集合体であるという点にその特性がある。例えば、橋梁・縁石・測溝を含んだ道路ネットワーク、上下水道システム、給排水システム、洪水防止設備、電力供給システム、コミュニケーション・ネットワーク、埋立地、保養地、墓地等が含まれる。

評価

インフラ資産のような長期使用資産については、再調達価額などの時価を付すことによって、将来の当該資産の取替更新に要する資金需要に関する情報を提供すべきである。当該インフラ資産のサービス提供能力の減少は、時価をベースにした取替更新費によって計上することが可能となる。インフラ資産の再調達価額などの時価評価額は、取得原価よりも財務報告の利用者の意思決定にとって有用な情報である。

(2) 投資不動産(有価証券を除く)

範囲

投資目的で保有する土地、建物及び森林等。

評価

正味実現可能価額などの時価で評価する。

(3) 文化資産

範囲

文化的、歴史的または環境的な観点から地域社会として保存する必要を認められた有形固定資産で、他に代替性のないもの。例えば、芸術及び美術作品、歴史的な文書、歴史的に意義の高い土地または地域(戦場など)、科学上または環境上で重要な資産(自然保護区域など)、モニュメント及び文化的に重要な建物(保存用に設計された建物など)等。

評価

当該資産の態様に応じて、取得原価、正味実現可能価額、再調達価額、代替品価額、備忘価額などで評価する。

(4) 防衛用資産

範囲

防衛用資産は、一般の資産計上価額基準に該当するものは全て、資産計上するものとする。

評価

再調達価額などの時価で評価する。

(5) 天然資源

範囲

天然資源は、更新可能天然資源と枯渇性天然資源に分かれる。更新可能天然資源とは、一定の期間にわたって持続的に産出物を入手するように開発し管理することができる天然資源をいう。例えば、大陸棚、地熱資源、農地、森林、魚業資源、水力発電用水、灌漑用水などである。また、枯渇性天然資源とは、長期間の産出によって枯渇する資源をいう。例えば、石油、石炭、天然ガス等の埋蔵物などが該当する。

評価

産出物の将来見込額から、産出のために必要とされる経費を差し引いた残額の現在価値額で評価する。

なお、未開発の鉱物のように政府管轄区域内の海域または地下の鉱物に対する国の一般的な権利は、通常、資産としての定義及び認識基準に合致するものではなく、資産として認識しないが、財務諸表に注記する。

(6) 無形固定資産

範囲

売却または移転できる漁業割当権、採掘権、電波スペクトラムの部分使用権などの認識可能無形固定資産は、認識及び測定が可能であるため無形固定資産として計上する。また、通貨発行権、課税権、人的資源などの認識不能無形固定資産は、売却したり認識及び測定したりすることは不可能であるため、資産に計上しない。

評価

認識可能無形固定資産は、取得原価または将来期待される便益の市場価額を参考にして決定する。また、認識不能無形固定資産は、評価しない。

(注4) 固定資産のサービス提供能力の減少の認識と測定

(1) 有形固定資産の減価償却

一般の固定資産は、資産の償却可能価額を資産の見積利用可能期間にわたって規則的に期間配分する。

(2) インフラ資産

インフラ資産の減価償却（取替更新費）

インフラ資産については、そのサービス提供能力の減少態様の多様性のために、一律に見積使用可能期間を定めることは極めて困難である。このため、減価償却に代わる方法として、時価をベースにした再調達価額の期首と期末の差額を取替更新費の見積額として計上する方法(更新会計Renewal Accounting)によるものとする。

更新会計とは、ネットワークを構成するインフラ資産等の耐用年数（見積使用可能期間）を正確に見積もることが不可能であるため、合理的計算によって見積もった取替更新期間に係る再調達価額の増差額に基づいて減価償却費に代わる取替更新費を各会計年度に費用計上する方法であり、不確実な見積使用可能期間を想定するよりも適切なサービス提供能力の減少の測定が可能になる。

この場合、インフラ資産としては当初の取得価額のまま貸借対照表に計上しておき、そのサービス提供能力の減少を表す再調達価額の増差額に基づく取替更新費累計額を貸借対照表の貸方に独立掲記する方法による。すなわち、将来の取替更新費として、貸借対照表日現在で考えられる将来の取替更新費見積額の最良の近似値として貸借対照表日現在における当該インフラ資産の再調達価額を用いる。

インフラ資産に係る維持補修費用の計上

実際に支出した維持補修費用が当該インフラ資産の現在の活動水準を維持するためのあるべき維持補修費用よりも少ない場合には、維持補修引当金を計上しなければならない。

(3) 無形固定資産

無形固定資産の償却費の計上に当っては、当該無形固定資産から発生する便益の見積利用可能期間にわたって償却するか、または、サービス提供能力の減少を表す当該無形固定資産の市場価額に関連させて評価する。

(4) 減価償却の方法について

特定資産を除く有形固定資産の減価償却の方法としては、定額法、定率法、級数法、生産高比例法、取替法、がある。

このうち生産高比例法は、当該有形固定資産等の総利用可能量が物理的に確定でき、かつ、減価が主として有形固定資産等の利用に比例して発生するものについて適用することが認められる。また、同種の物品が多く集まって一つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰り返すことにより全体が維持される取替資産については、部分的取替に要する支出を費用として処理する方法（取替

法)を採用することができる。

(注5) 福祉給付に係る負債の認識

福祉給付の潜在的受給権者が受給資格要件を満たした場合に、当該会計年度内で認識すべき報告主体の将来義務の金額は、次のとおりである。

福祉給付が定期的に行われている場合には、各支払期日に支払うべき福祉給付金額うち期末日における未払額のみを負債として認識するのが通常の実務である。一回限りの一括払額を支払うべきときには、受給要件が満たされていさえすれば、支払期日にかかわらず負債を認識する。期末日現在未発生 of 将来の福祉給付は、費用の定義を満たしていないので当年度の負債として認識しない。

(注6) 引当金

(1) 引当金は、負債の定義と認識基準との両方に適合している。偶発債務は負債の定義に適合しないものである。ある報告期間に偶発債務として記録された事項は、それ以後の期間において負債の定義及び認識基準に適合することとなる場合がある。それは、以前に不確実であった事象が確実となったとき、たとえば、係争事件の判決が下り、報告主体が損害賠償義務を負うこととなった場合などの追加的情報が得られたときである。

(2) 引当金と偶発債務の相違点は、現在の債務が実在する場合には引当金として貸借対照表に計上し、現在の債務が実在しない場合には偶発債務として貸借対照表に注記する。公的部門において、引当金または偶発債務が発生する場合は、次のような場合である。

- 汚染された土地を浄化する必要が生じたとき
- 行政改革のため人員整理費用等を支払うことになったとき
- 他者の債務保証をするに至ったとき
- 新しい建築基準になる改築等が必要になったとき
- 係争中等の訴訟の結果によって賠償金を支払うことになったとき

(注7) 貸借対照表の注記

(1) 資産再評価

重要な資産の再評価が行われたときは、当該資産測定の方針と評価方法及び当該資産の評価差額を貸借対照表に注記しなければならない。

(2) 未認識資産

重要な資産で未認識の資産等、報告主体の財政状態を判断するために重要な

事項は貸借対照表に注記しなければならない。

(3) 担保提供資産

資産が担保に供されているときは、その旨、その内容を注記しなければならない。

(4) 外貨建資産・負債

外貨建資産・負債については、その外貨額と円貨額とを注記しなければならない。

(5) 被拘束資産

重要な資産の処分またはその使用から生じる収益の利用が制限されているときは、その旨、その内容を注記しなければならない。

(6) コミットメント

コミットメントは、法律上または契約上の義務であり、法律上または契約上の条件が満たされたときに債務となるものである。例えば、報告主体が、将来、固定資産を購入または建設するコミットメント（契約）を結んだ場合、通常、当該資産が引き渡されるかまたは建設費の一部（または全部）に係る支払義務が生じたときに、初めて債務が認識される。

これに対して、偶発債務はその最終結果である損益がある将来の事象の発生または不発生に左右される条件または状況を示している。この点で、コミットメントには原則として不確実な条件または状況が含まれていないといえることから、偶発債務との区別が可能になる。

(7) 債務負担行為

債務負担行為は、コミットメント及び債務保証等を含んでおり、その旨、その内容を注記する。

財務業績報告書原則

財務業績報告書の本質及び機能

1. 公的部門報告主体の財務業績報告書は、当該報告主体の純資産の増減額及びその内容を明らかにするために、一会計年度に属する全ての収益（「事業収入」等）と全ての費用を記載して、行政活動損益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純剰余金（損失金）を表示しなければならない。前払費用及び前受収益は、これを当期の業績計算から除去し、未払費用及び未収事業収入は、当期の財務業績報告計算に計上しなければならない。（注1）

財務業績報告書の区分

2. 財務業績報告書は、通常の行政活動に伴って発生する経常的な収益及び費用と、それ以外の非経常的な収益及び費用とに区分しなければならない。

財務業績報告書の配列

3. 財務業績報告書の配列は、行政活動収益・費用、非行政活動収益・費用及び臨時巨額損益並びに過年度の損益修正項目の順に記載しなければならない。

財務業績報告書科目の認識と分類

（収益の定義）

4. 収益とは、出資者による拠出または債務の増加に基く収入を除く、資産の流入または増加、負債の減少等によって、報告主体の純資産の増加に帰結する、会計年度内における経済的便益の増加である。

（収益の認識）

5. 収益は将来の経済的便益が報告主体に流入する可能性が高く、かつ、合理的に測定可能な価値を有する場合に認識する。

（費用の定義）

6. 費用は、出資者に対する払戻しまたは配当、債務の減少以外で、ある会計年度の純資産の減少をもたらす資産の流出または減耗あるいは債務の発生をもたらす経済的便益の減少である。

（費用の認識）

7. 費用は、確実に測定可能な債務の発生または資産の減少に関連した将来の経済的便益の減少が発生したときに認識する。

(総額主義の原則)

8. 費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接相殺することによってその全部又は一部を財務業績報告書から除去してはならない。

財務業績報告書原則注解

(注1) 経過勘定項目について

(1) 前払費用

前払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、未だ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。したがって、このような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の費用となるものであるから、これを当期の財務業績報告計算から除外するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。

(2) 前受事業収入

前受事業収入は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、未だ提供していない役務に対し支払を受けた対価をいう。したがって、このような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の収入となるものであるから、これを当期の財務業績報告計算から除外するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。

(3) 未払費用

未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対して未だその対価の支払が終わらないものをいう。したがって、このような役務に対する対価は、時間の経過にともない既に当期の費用として発生しているものであるから、これを当期の財務業績報告計算に計上するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない。継続的な役務提供契約以外の契約等による未払金は、未払費用とは区別しなければならない。

(4) 未収事業収入

未収事業収入は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、既に提供した役務に対して未だその対価の支払いを受けていないものをいう。したがって、このような役務に対する対価は、時間の経過にともない既に当期の事業収入として発生しているものであるから、これを当期の財務業績報告計算に計上するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。

行政活動コスト及び成果報告書原則

業績評価の目的

- 1．公的部門の財務報告は、報告主体の行政活動の執行・運営における経済性、効率性、有効性などを評価するのに役立つようなコスト情報等を提供しなければならない（注1）。

行政活動コスト及び成果報告書の本質及び区分

- 2．行政活動コスト及び成果報告書は、公的部門報告主体の行政セグメント別、行政プログラム別または行政施策別に、各行政テーマごとの行政活動コスト、行政活動機会原価、行政活動財源、行政活動成果に区分して報告するものとする。（注2）

行政活動コスト及び成果報告書の機能

- 3．行政活動コスト及び成果報告書は、公的部門報告主体の一会計年度の各行政テーマごとに行政活動の達成に要したコスト及びその成果を説明することによって、当該報告主体の行政活動の経済性、効率性及び有効性に関する情報を提供するものでなければならない。

行政活動コスト及び成果報告書の配列

- 4．行政コスト報告においては、当該報告目的に対応して、コストを形態別または機能別に予算と実績とを対比して記載するものとする。また、行政コストの記載に当たっては、財務会計システムをベースにした適正な原価計算に基づいて計上するものとし、他の財務報告書類との整合性を保たなければならない。（注2）
- 5．機会費用報告においては、自己資本利子等の機会費用の計上を行うことによって、他の報告主体との比較可能性を図るものとする。
- 6．財源報告においては、事務事業に係るコストの主な財源別に、その財源金額を記載するものとする。
- 7．行政成果報告においては、行政活動成果（行政目的または目標）、行政活動施策及び行政活動事務事業の各々について、目標と成果を対比して記載するものとする。行政活動成果の記載に当たっては、実数、指標などの係数等を用いることによって、可能な限り客観的な数値尺度によって表現するものとする。（注2、注3、注4）

行政活動コスト及び成果報告書原則注解

(注1) 業績評価報告の原則

政府組織を含む公的部門の主たる目的は、国民福祉の維持または増大であり、この目的を達成するために、公的部門は多様な広範囲のサービス提供について責務を負っている。そのため、利益の獲得を主たる目的とする民間企業とは異なり、公的部門の業績は単一の尺度で測定することは不可能である。

事業型報告主体の業績評価においては、損益が中心課題となる場合が多いが、行政型報告主体の業績評価においては、当該報告主体の業績を表す指標については個別的に検討すべきであり、その内容等については非財務情報として行政活動コスト及び成果報告書と概要説明において報告されることになる。また、それは、時系列的に、あるいは、他の報告主体等と合理的に比較出来るものでなければならない。

事業型報告主体または行政型報告主体のいずれにおいても、事務事業別のコスト（インプット）情報が業績評価の基礎をなすものであり、成果（アウトカム）・産出（アウトプット）とコストを対応させることができる業績情報を作成しなければならない。

(注2) 行政活動コスト及び成果報告書の構造

（会計年度：年月日～年月日）

行政セグメント別 行政プログラム別 行政施策別	テ - マ A		テ - マ B		テ - マ N		配賦不能 X		組織全体	
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績
	目標	成果	目標	成果	目標	成果	目標	成果	目標	成果
・ 行政活動コスト報告の部 （形態別分類） ・ 材料費 ・ 人件費 ・ 経費（減価償却、外注費等） （機能別分類） ・ 修繕費 ・ 運搬費等										
テ - マ別コスト合計										

・ 機会費用											
・ 自己資本利子											
・ 無償借用品賃借料相当額等											
テ - マ別コスト再合計											
・ 財源報告の部											
1. 財源 A											
2. 財源 B											
N. 財源 N 等											
テ - マ別財源合計											
・ 行政活動成果報告の部	1. 事務事業：インプット	尺度									
	2. 施策：アウトプット	尺度									
	3. 成果：アウトカム	尺度									

(注) 行政活動コスト総合計 (A X) は、原則として、財務業績報告書の経常的な行政活動費用合計額に一致するものとする。また、期末現在で仕掛中のテーマはその進捗度等を注記するものとする。

(注3) 「尺度」の記載

尺度の記載に当たっては、財務数値、非財務数値(実数や指標など出来るだけ客観的な数値)などを掲記することによって、「目標」、「成果」、「予算」及び「実績」を可能な限り客観的に表示するものとする。

(注4) 行政コスト及び成果に係る比較情報の提供

行政活動コスト及び成果報告書は、行政活動成果報告の部及び行政活動コスト報告の部の各々について、要約した記述の記載、予算と実績、目標と成果、時系列比較または他の類似団体等との比較等を実施することによって、公的部門報告主体の経済性、効率性及び有効性について報告するものとする。

キャッシュ・フロー計算書原則

キャッシュ・フロー計算書の本質及び機能

- 1．キャッシュ・フロー計算書は、当該会計年度における資金の収入及び支出の状況について、明瞭に表示するものでなければならない。(注1)

キャッシュ・フロー計算書の作成方法

- 2．キャッシュ・フロー計算書は、原則として、直接法によって作成するものとする。(注2)

キャッシュ・フロー計算書の区分及び配列

- 3．キャッシュ・フロー計算書は、行政活動収支計算の部、投資活動収支計算の部及び財務活動収支計算の部に区分して作成するものとする。(注3)

キャッシュ・フロー計算書原則注解

(注1) 資金の範囲

資金の範囲は、現金及び現金同等物とする。具体的な現金及び現金同等物の範囲は、現金、要求払預金及び一時的な資金運用として保有する流動性・安全性の高い有価証券とする。

(注2) 直接法及び間接法について

キャッシュ・フロー計算書を、現金及び現金同等物の受取額及び支払額によって作成する方法を直接法という。これに対して、当期損益に、非資金収支項目及び貸借対照表の運転資金項目の増減を加減してキャッシュ・フロー計算書を作成する方法を間接法といい、直接法によることが困難な場合には間接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成も認められるものとする。

(注3) キャッシュ・フロー計算書の区分について

(1) 行政活動に係る資金収支

投資または財務活動以外の行政活動及び事務事業の運営に係る資金収支であり、報告主体の設立目的に直接的に係る活動に伴う収支である。なお、これに付随する経常的な財務活動に係る配当金、利息等の取引などによる収支を含むものとする。

(2) 投資活動に係る資金収支

貸付及びその回収、株式等の取得及び売却並びに固定資産等の取得及び売却などが含まれる。

(3) 財務活動に係る資金収支

公債等の発行及び償還、借入等債務の発生と返済などが含まれる。

予算報告書原則

予算報告書の本質

1. 予算は、報告主体の経済及び財政に関する政策的意図を反映し、発生主義に基づいて作成しなければならず、発生主義に基づいた数値による収入と支出を示すものでなければならない。

予算の機能

2. 予算は中・長期的政策目的との関連性を示し、経済及び財政政策の結果の透明性を高めるように作成しなければならない。このため、単年度の予算編成に当たっては、中・長期の予測を前提にしなければならない。そのためには、将来の数年間にわたる発生主義会計に準拠した予測貸借対照表、予測財務業績報告書、予測キャッシュ・フロー計算書等を含んだ中・長期の予算報告書を作成することが必要である。(注1)
3. 予算は、財務上の計画と政策意図を表明するものでなければならない。
4. 予算は、行政に対して権限と義務とを付与するものでなければならない。
5. 予算は、報告主体による財務情報利用者への説明責任を果たす上で有効であるとともに、報告主体の業績評価に資するものでなければならない。

予算報告書の区分

6. 予算報告書は、まず記述形式により経済政策及び財政政策の部、予算編成方針の部、経済及び財政予測数値の部を設け、これを受けて予算の部を設けなければならない。(注2)

予算報告書の内容

7. 発生主義に基づく中・長期予算について、予測貸借対照表、予測財務業績報告書及び予測キャッシュ・フロー計算書の各項目の内容をわかりやすく記載しなければならない。

予算報告及び予算遵守状況報告

(予算報告基準)

8. 予算報告は、予算と政策目標及び成果が理解できるようにしなければならない。
9. 予算報告は、予算の年度比較ができるようにしなければならない。
10. 予算報告は、前年度決算との比較ができるようにしなければならない。
11. 予算報告は、財政支出と住民負担との関連が明らかになるようにしなければならない。
12. 予算報告は、収入・支出を行政活動収支、投資活動収支及び財務活動収支の各

予算に区分しなければならない。

13．補正予算の報告は、当初予算からの補正の経過及びその補正による増減、補正予算の目的が明らかになるようにしなければならない。

14．行政型並びに事業型報告主体の双方においては、予算勘定を会計システムの中に設定し、予算と実績との対比を行うものとする。

(予算遵守状況の報告)

15．予算報告は予算の遵守状況が分かるように、その執行状況について決算数値を予算数値と比較することにより報告するものとする。

予算報告書原則注解

(注1) 発生主義に基づく中・長期予算制度の導入について

発生主義会計の習熟に合わせて、中・長期的予算制度の導入に移行するものとする。その際は、資産、負債、収益、費用等の経済資源の予測数値を発生主義に基づいて予想または予測し、それに基づいた中・長期的期間にわたる予測貸借対照表、予測財務業績報告書、予測キャッシュ・フロー計算書等の財務報告書類等を作成するものとする。

予算編成に当たっては、長期的な政策目的、短期的な政策目的とともに、予算の戦略的優先度が説明されなければならない。

(注2) 予測完結日

経済予測、財政予測及び財務報告書類の各数値の予測に当たっては、一定の予測完結日を設定し、予測完結日現在で利用可能な最新で最良の予測数値を用いるものとする。

以 上